

令和3年度第3回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 令和3年6月8日（火）  
午後3時7分～午後4時
2. 場 所 富山市役所 東館8階 大会議室
3. 出席委員 23人  
会 長 23番 才木 隆雄  
会長代理 24番 宮田 好一 20番 島田 一郎  
委 員 1番 熊南 昭浩 2番 山崎 修  
3番 西田 清範 4番 田中 輝男  
5番 森 悦雄 7番 古田 茂  
8番 大場 忠勝 9番 大橋 芳信  
10番 大浦 清貴 11番 山崎 巖  
12番 福山 英則 13番 仲田 茂男  
14番 下村 帝 15番 北森 正誠  
16番 渡辺 正志 17番 金田 修一  
18番 長谷 幹夫 19番 金木 洋子  
21番 五十嵐英夫 22番 中井 義則
4. 欠席委員 なし
5. 議 題 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第14号 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定に  
よる許可申請について  
議案第15号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規  
定による農用地利用集積計画の決定について  
議案第16号 非農地証明書の交付について  
報告事項第11号 農地法第3条の3の規定による受理につい  
て  
報告事項第12号 農地法第4条第1項第8号及び第5条第1  
項第7号の規定による受理について  
報告事項第13号 農地法第18条第6項の規定による通知に  
ついて  
報告事項第14号 競売に係る農地法第3条の規定による許可に  
ついて  
報告事項第15号 農地法第5条第1項の規定による受理の取消  
しについて

## 議 事

事務局 本日の月次総会につきましては、出席委員数は23名でございます。

「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による開催要件、在任委員数23名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。

会長 それでは、ただ今より令和3年度第3回富山市農業委員会月次総会を開催します。

本日は、議案4件、報告事項5件がございます。

本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

会長 それでは、私の方から指名させていただきます。10番大浦委員、11番山崎委員、両委員にお願いしたいと思います。

会長 それでは、議案の審議に入ります。

議案第13号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第13号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

農地法第3条とは、農地を耕作目的で所有権移転などをするものであります。

議案書は1ページから3ページまでです。

今回の申請件数は6件で、申請面積は4,172.00㎡です。

許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしています。

申請理由及び権利の種類についてご説明します。2ページをご覧ください。

1番は、父から子への贈与により、所有権を移転するものです。

2番は、経営の縮小により、所有権を移転するものです。

3番は、相手方の要望により、所有権を移転するものです。

4番は、耕作不便により、所有権を移転するものです。

5番は、国道41号線工事の事業用地の代替地として、所有権を移転するものです。

6番は、労働力不足により、所有権を移転するものです。

こちらは、農地所有適格法人への貸付地を利用権が設定されたまま、所有権のみを移転する、いわゆる底地移転を行うものです。譲受人は上井沢農事組合法人の構成員であります。法人の構成員へ底地移転を行う場合に限り、譲受人が同法人に貸し付けている農地を自身の経営面積に含めることができます。現地確認については、法人から農地が返還された場合、譲受人が農地を耕作することができるかを観点に確認していただきました。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、申請どおり「許可」することといたします。

会 長 続きまして、議案第14号農地法第4条第1項及び同法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案書4ページをご覧ください。

議案第14号農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。

今回4条申請が2件、面積は904㎡、5条申請が7件、面積は2,763㎡です。

それでは、議案書5ページをご覧下さい。

まず、最初に4条の申請内容についてご説明いたします。

「位置図及び許可基準」も併せてご覧ください。

4条申請1番は、富山地域水橋三郷地区において農家住宅を建築する計画であります。長男家族が農業を継ぐため実家に戻ることが決まっており、現住居が手狭となるため、実家の隣接地を選定し、新たに住宅を建築するものです。

申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

4条申請2番は、婦中地域音川地区において、一般住宅を建築する計画であります。現在居住している建物は息子に譲り、祖母の介護、また相互扶助のため隣接地において新たに住宅を建築するものです。

申請地より半径500mの範囲の中に小学校及び地区センターがあり、接道する道路には上下水道管が埋設されていることから、農地種別は第3種農地となり、「原則許可」となります。

続きまして6ページをご覧ください。

5条の申請内容についてご説明いたします。

5条申請1番は、富山地域浜黒崎地区において、農事組合法人の農業用施設を建築する計画であります。申請人は、地区内において農業経営を行っておりますが、現在、所有している半数以上の農業用機械を農協や構成員の車庫を借りるなどして格納しており、格納場所が不足していることから新たに農機具格納庫の設置を計画されたものです。

申請地は、土地改良事業実施区域内農地で良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「農業用施設」を適用しております。

続きまして7ページ目でございます。

5条申請2番は、富山地域寒江地区において、農業用施設を建築する計画であります。申請人は、地区内において農業経営を行っておりますが、今後、集落内の耕作者と共同で農業経営を行い、農業経営面積の拡大により乾燥や精米等のスペースが手狭になることから、農業用施設の新設を計画されたものです。また、申請地については、糶摺り時に粉塵が出るため集落内を避け地区住民に支障にならない場所を選定されたものであります。

申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております農用地区域内農地で、許可の基準は「農業用施設」を適用しております。

5条申請3番は、富山地域老田地区にて分家住宅を建築する計画であります。今後、実家の家業である梨の生産を手伝うこと、また、実家との相互扶助のため可能な限り実家に近い申請地を選定されたものであります。

申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

5条申請4番は、大沢野地域大沢野北部地区で自家用の車庫を建

築する計画であります。現在、既存地では車1台分のスペースしか無く、増車を予定していることから隣接地を選定されたものです。

申請地は、都市計画区域の用途区域内農地で第3種農地となり、「原則許可」となります。

5条申請5番は、婦中地域鵜坂地区で放課後児童健全育成施設を建築する計画であります。申請者は現在、鵜坂保育園を運営しており、現在229名在籍しております。

鵜坂地区においては、近年、人口の伸びが著しく、児童クラブの利用希望者も増加しており、現施設では手狭で、受入れ可能な児童も限られているため、速星小学校と鵜坂小学校のほぼ中間地点である申請地に、新たに受入れ施設を建築する計画を立てたものであります。

申請地は、10ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で、住宅が連たんしている区域に近接し、市街地化が見込まれる第2種農地で、許可基準は「代替可能性なし」を適用しています。

続きまして8ページ目をご覧ください。

5条申請6番は、婦中地域婦中熊野地区において、一般住宅を建築する計画であります。実家との相互扶助のため実家に可能な限り近い申請地を選定されたものです。

申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

5条申請7番は、婦中地域音川地区において、一般住宅を建築する計画であります。こちらにつきましても、実家との相互扶助のため実家に可能な限り近い申請地を選定されたものです。

申請地は、山林等に分断された10ヘクタールに満たない農地の集団規模であります。過去に土地改良事業の公共投資が行われていた農地であり、農地区分は第1種農地で、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(各担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、許可相当とすることにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでもありますので、議案第14号農地法第4条第1項及び同法第5条第1項の規定による許可申請については、全件、許可相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きまして、議案第15号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第15号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。

議案書のページは、9ページから19ページです。

市街化区域外の農地について、主に貸し借りの権利を設定するものであります。

農業経営基盤強化促進法による所有権移転は、譲受人が認定農業者等の担い手であることなど、農地法第3条に比べて要件を限定しておりますが、譲渡人が譲渡所得税の控除を受けられるなどのメリットがあります。

所有権移転は1件で、移転面積は502㎡です。

利用権設定は、今回は74件の貸し手から申し出があり、契約期間は、3～5年が6件、6～9年が1件、10年が67件です。設定面積は、462、643㎡です。

12ページ1番から18ページ56番までは、農地中間管理機構を通すものであります。18ページ57番から19ページ73番が相対であります。

以上でございます。

会 長 所有権移転の案件の現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、報告及び説明がありました農用地利用集積計画について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

- 会 長 異議なしとのことでありますので、議案第15号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、ご異議なしと認め、原案通り決定いたします。
- 会 長 続きまして、議案第16号非農地証明書の交付について、事務局から説明をお願いします。
- 事 務 局 議案第16号非農地証明書の交付についてご説明いたします。議案書は本日配布したものをご覧ください。  
非農地証明申請が1件、筆数が2筆、面積は997㎡ありました。申請者は●●●●在住の○○、申請地の所在は△△△△と▲▲▲▲、面積はそれぞれ419㎡と578㎡、現況地目は山林原野になっております。  
耕作されなくなってから相当年数が経過しており、山林化していることから、農地として復元し、利用することは困難であると現地を確認してまいりました。  
以上でございます。
- 会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました交付申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。
- 会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり交付することにご異議ありませんか。
- (異議なしとの発言あり)
- 会 長 異議なしとのことでありますので、議案第16号非農地証明書について、申請どおり「交付」することといたします。
- 会 長 続きまして、報告事項に入ります。  
報告事項第11号 農地法第3条の3の規定による受理について  
報告事項第12号 農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理について  
報告事項第13号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告事項第14号 競売に係る農地法第3条の規定による許可について  
報告事項第15号 第5条第1項の規定による受理の取消しについて  
事務局から一括して説明をお願いいたします。

事務局

報告事項第11号農地法第3条の3の規定による受理について、ご報告します。

相続等により農地の所有権取得した場合、農業委員会に届け出るようになっており、その報告であります。

議案書は20ページから22ページです。

今回の受理件数は9件で、すべて相続により所有権を取得したものであります。農業委員会へのあっせんの希望は、ありませんでした。

議案書のページは23ページをご覧ください。

報告事項第12号農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理について、ご報告いたします。

今回の受理件数は、4条が1件、5条が11件、合わせて12件、面積は合わせて4,639.82㎡となっております。内容、転用目的についてはご覧のとおりです。一部内容についてご説明いたします。

事業面積が1,000㎡以上で、都市計画法上の開発許可と同日で受理する予定のものは、26ページから27ページ5条の6番及び28ページ5条の10番です。

報告事項第13号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について、ご報告いたします。農地の貸し借りについて、地主と耕作者の合意により解約するものであります。

議案書は、29ページから60ページです。

解約件数は61件で、解約面積は358,652.19㎡です。今回の解約に関連する議案及び解約理由は、備考欄記載のとおりです。

報告事項第14号競売に係る農地法第3条の規定による許可について、ご報告いたします。議案書は、61ページです。

4月総会にてご審議いただきました、富山地方裁判所の競売物件について、農地法第3条の規定による競売買受適格証明書（入札前に農地を買える資格があることを証明するもの）について、交付を受けた者が落札し、農地法第3条許可申請をされましたので、会長専決により5月21日に許可しました。

議案書のページは62ページをご覧ください。

報告事項第15号農地法第5条第1項の規定による受理の取消しについてご報告いたします。

1番については、売買契約解除に伴う中止のため取り消したものです。

以上でございます。

会長

ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等



がありましたら承りたいと思います。

会 長 特に何もありませんので、これもちまして、2. 議案・報告事項の議案審議を終了します。3. 事務連絡等について、事務局より説明をお願いします。

ただ今、説明がありました連絡事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

特に何もありませんので、令和3年度第3回富山市農業委員会月次総会を終わらせていただきます。